

平成 27 年度 薬事施策の概要

1. 主な施策

- 医薬品、医療機器等の安全性の確保対策
 - ①医薬品等製造販売業並びに薬局、医薬品販売業等の許認可・監視指導
 - ②医薬品、医療機器等の適正使用の推進対策
 - ③毒物劇物製造業等の許認可・監視指導
 - ④麻薬、向精神薬、覚せい剤等の許認可・監視指導

2. 施策のトピックス

- 医療機器販売業・貸与業の許認可及び監視指導の権限を保健所設置市に移譲【平成 27 年 4 月 1 日】
- 医療機器製造販売業の法改正への対応状況を調査

3. 今後の動向

- 医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可権限等を国から都道府県へ移譲（麻薬及び向精神薬取締法）【平成 28 年 4 月 1 日】
- 特定毒物研究者の許可権限等を指定都市へ移譲（毒物及び劇物取締法）【平成 28 年 4 月 1 日】
- 麻薬取扱者免許の有効期間を最長 2 年から 3 年に延長（麻薬及び向精神薬取締法）【平成 28 年 4 月 1 日施行】